

○厚生労働省告示第百十六号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第二項の規定に基づき、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の一部を改正する告示を次のように定め、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準の一部を改正する告示

妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成二十七年厚生労働省告示第二百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第三 市町村の責務</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 市町村は、原則として、妊婦健康診査を実施する医療機関等に対して、妊婦健康診査の結果等の提供を求めるよう努めるものとする。</p>	<p>第三 市町村の責務</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p>